職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

本府の財政状況を踏まえ、管理職手当の時限的減額を行う。

■改正の内容

平成27年４月１日から平成29年３月31日までとしていた管理職手当の時限的減額（100分の５に相当する額）の期間を、平成30年３月31日までに改める。

■施行期日

平成29年４月１日

（理由：平成29年度の減額措置を定めるものであるため。）

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済み